

公益社団法人 日本伝熱学会  
学会活性化活動基金に関する規程

平成22年2月20日 理事会決定

平成25年4月20日 改訂

(基金の名称)

第1条 本基金の名称は、「日本伝熱学会学会活性化活動基金」（以下、本基金という）と称する。

(目的)

第2条 本規程は、本基金に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第3条 本基金の使途は、日本伝熱学会定款第4条に基づく伝熱学の進歩普及を図ることを目的に、定款第5条に定める以下の事業の実施に限定する。

- (1) 定款第5条1号の研究会、学術講演会等の事業の実施。この法人が主催する学術集会事業、周年事業、一般社会及び青少年への啓発活動は本事業に含まれるものとする。学会活性化活動基金学術集会基金とする。
- (2) 定款第5条2号の学会誌、学術図書等の刊行事業の実施。学会活性化活動基金学会誌等発行基金とする。
- (3) 定款第5条3号の研究及び調査事業の実施。研究及び調査に伴う資料の収集は、本事業に含まれるものとする。学会活性化活動基金研究調査事業基金とする。
- (4) 定款第5条5号の関連学術団体との連絡及び協力事業の実施。学会活性化活動基金関連学術団体協力基金とする。

(構成)

第4条 本基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本基金とすることを指定して寄附された、寄付金及び協賛金等の財産
- (2) 理事会において本基金に繰り入れることを議決した財産

(運用管理)

第5条 本基金の管理は、担当部会、委員会と協議の上、財務担当副会長が行う。

第6条 本基金の使用に関しては、予め財務担当理事と協議の上、担当部会理事が理事会に諮り、理事会で審議し承認を得た上で実施するものとする。

第7条 本基金の運用に関しては、必要に応じて内規を定めることができる。

附則：1. 本基金規程は、理事会で承認を得た日から施行する。

2. 本基金規程は、理事会の審議の上、変更することができる。

公益社団法人 日本伝熱学会  
国際活動関係基金に関する規程

平成 22 年 2 月 20 日 理事会決定

平成 25 年 4 月 20 日 改訂

平成 30 年 4 月 21 日 改定

(基金の名称)

第 1 条 本基金の名称は、「日本伝熱学会国際活動関係基金」(以下、本基金という)と称する。

(目的)

第 2 条 本規程は、本基金に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第 3 条 本基金の使途は、日本伝熱学会定款第 4 条に基づく伝熱学の進歩普及を図ることを目的に、定款第 5 条に定める以下の事業の実施に限定する。

(1) 定款第 5 条 6 号の国際的な研究協力の推進に関する事業の実施。

(構成)

第 4 条 本基金は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 本基金とすることを指定して寄附された、寄付金及び協賛金等の財産

(2) 理事会において本基金に繰り入れることを議決した財産

(運用管理)

第 5 条 本基金の管理は、担当部会、委員会と協議の上、財務担当副会長が行う。

第 6 条 本基金の使用に関しては、予め財務担当理事と協議の上、担当部会理事が理事会に諮り、理事会で審議し承認を得た上で実施するものとする。

第 7 条 本基金の運用に関しては、必要に応じて内規を定めることができる。

附則：1. 本基金規程は、理事会で承認を得た日から施行する。

2. 本基金規程は、理事会の審議の上、変更することができる。

公益社団法人 日本伝熱学会  
伝熱学会賞関係基金に関する規程

平成22年2月20日 理事会決定

平成25年4月20日 改訂

(基金の名称)

第1条 本基金の名称は、「日本伝熱学会伝熱学会賞関係基金」（以下、本基金という）と称する。

(目的)

第2条 本規程は、本基金に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第3条 本基金の使途は、日本伝熱学会定款第4条に基づく伝熱学の進歩普及を図ることを目的に、定款第5条に定める以下の事業の実施に限定する。

- (1) 定款第5条4号の研究の奨励及び研究業績の表彰に関する事業の実施。このうち、伝熱学会奨励賞に係る基金を伝熱学会賞関係基金奨励賞基金、一般賞に係る基金を伝熱学会賞関係基金一般賞基金とする。

(構成)

第4条 本基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本基金とすることを指定して寄附された、寄付金及び協賛金等の財産
- (2) 理事会において本基金に繰り入れることを議決した財産

(運用管理)

第5条 本基金の管理は、担当部会、委員会と協議の上、財務担当副会長が行う。

第6条 本基金の使用に関しては、予め財務担当理事と協議の上、担当部会理事が理事会に諮り、理事会で審議し承認を得た上で実施するものとする。

第7条 本基金の運用に関しては、必要に応じて内規を定めることができる。

附則：1. 本基金規程は、理事会で承認を得た日から施行する。

2. 本基金規程は、理事会の審議の上、変更することができる。

公益社団法人 日本伝熱学会  
支部関係基金に関する規程

平成22年2月20日 理事会決定

平成25年4月20日 改訂

(基金の名称)

第1条 本基金の名称は、「日本伝熱学会支部関係基金」(以下、本基金という)と称する。

(目的)

第2条 本規程は、本基金に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第3条 本基金の使途は、日本伝熱学会定款第4条に基づく伝熱学の進歩普及を図ることを目的に、定款第5条(1)、(3)、(4)、(5)、(6)の事業とする。

- (1) 日本伝熱学会支部関係基金に北海道支部基金を設ける。
- (2) 日本伝熱学会支部関係基金に東北支部基金を設ける。
- (3) 日本伝熱学会支部関係基金に関東支部基金を設ける。
- (4) 日本伝熱学会支部関係基金に東海支部基金を設ける。
- (5) 日本伝熱学会支部関係基金に北陸信越支部基金を設ける。
- (6) 日本伝熱学会支部関係基金に関西支部基金を設ける。
- (7) 日本伝熱学会支部関係基金に中国四国支部基金を設ける。
- (8) 日本伝熱学会支部関係基金に九州支部基金を設ける。

(構成)

第4条 本基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本基金とすることを指定して寄附された、寄付金及び協賛金等の財産
- (2) 理事会において本基金に繰り入れることを議決した財産

(運用管理)

第5条 本基金の管理は、支部担当理事と協議の上、財務担当副会長が行う。

第6条 本基金の使用に関しては、予め財務担当理事と協議の上、支部担当理事が理事会に諮り、理事会で審議し承認を得た上で実施するものとする。

第7条 本基金の運用に関しては、必要に応じて内規を定めることができる。

- 附則：1. 本基金規程は、理事会で承認を得た日から施行する。
2. 本基金規程は、理事会の審議の上、変更することができる。